

2019年6月19日

東レ株式会社

代表取締役社長 日覺 昭廣 様

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木 強

貴社の上場子会社である蝶理のガバナンスについて

弊社は、投資一任契約を締結している運用資産で貴社の子会社である蝶理株式会社(以下「蝶理」といいます。)の発行済株式総数の約2.5%を保有しております。先日は、蝶理の株主総会で貴社副社長の村山様に質問させていただきましたが、お答えいただけず残念でした。その際に申し上げた私共の意見などをこの手紙にてお伝えいたします。

会社法の解釈として、親会社取締役には、資産としての子会社株式を管理する義務がある、子会社監督の職務が存在する、さらに親会社の資産である子会社の株式の価値を維持するために必要・適切な手段を講ずることが善管注意義務から要求されている、と言われております。私個人の意見ではなく、5年前の会社法改正に係る法制審議会の議事録にも、昨年開催された経済産業省のコーポレートガバナンスシステム研究会の資料(\*)にも載っております。

貴社は子会社である蝶理を放任し過ぎだと思っております。我々少数株主がいくら意見を言っても、50%超の議決権を保有する親会社の貴社が何も言わなければ、蝶理の社長以下取締役には緊張感が生まれません。本年3月の蝶理の個人投資家向け説明会で「東レから色々言われて経営は大変ではないか」という質問に対し、蝶理の先濱社長は「独自経営が任されている」と回答しております。

その結果、蝶理の株価は、同社の株主総会前日でPBR0.76倍、PER7.1倍、EV/EBITDA倍率2倍という異常にバリュエーションの低い状況でした。貴社の利益のためにも、貴社は、蝶理の株価がより高く評価されるよう監督・指導すべきです。

そして、今後、貴社として、子会社である蝶理の価値向上のためにどのような監督をしていくのか、我々少数株主と意見交換をしていただきたいのです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

追伸：同じ内容の手紙を村山副社長、深澤専務及び貴社社外取締役にお送りしております。

\*経産省 HP (第7回コーポレート・ガバナンス・システム研究会 事務局資料4の9頁)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs\\_kenkyukai/pdf/2\\_007\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/pdf/2_007_04_00.pdf)